

平成 29 年 1 月 17 日

各 位

上場会社名 原田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 原田 章二
(コード番号 6904)
問合せ先責任者 取締役 総合企画部長兼管理本部長
佐々木 徹
(TEL 03-3765-4321)

和解による特許権侵害訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、低背型車載用アンテナ（シャークフィンアンテナ等）に関する特許権（特許第5237617号/第1特許、特許第5655126号/第2特許）に基づき株式会社ヨコオ（以下「ヨコオ社」）に対して特許侵害訴訟（第1事件、第2事件）を提起しておりましたが、本日、知的財産高等裁判所における第1事件控訴審にて、第1事件、第2事件及びこれらに係る無効審判事件等につき和解が成立したことをお知らせいたします。

当社は、裁判所より提示された和解案が、当社主張が支持された第1事件及び第2事件の一審判決に沿う内容であり、訴訟開始当初の目的が達成されると考えられることから和解を受け入れることといたしました。

なお、この和解成立によりヨコオ社は原則として第1特許、第2特許の技術的範囲に属する製品の製造販売等を行うことができず、既販売製品等の一部例外的に当社が許諾した製品についてのみ製造販売等を継続できることとなります。

記

1. 対象特許の概要

第1特許は、高さ70mm以下のアンテナケース内に配置したアンテナ、アンテナコイル及びアンプにより180mmのポールアンテナ相当のラジオ受信性能を実現する当社LPA®（シャークフィンアンテナを含む当社低背型車載用アンテナ製品群の通称）の基本技術です。

第2特許は、アンテナベースの一部を絶縁ベースとすると共に、当該絶縁ベース上方に所定の条件でアンテナを配置することで低背型アンテナ等の特性を向上させる技術であり、第1特許と組み合わせることで高い特性を実現することができます。

2. 和解に至る経緯

平成26年10月28日	当社、第1事件を東京地方裁判所へ提訴
平成27年2月26日	ヨコオ社、第1特許に対する無効審判を特許庁に請求
平成27年8月6日	当社、第2事件を東京地方裁判所へ提訴
平成28年5月13日	特許庁、第1特許に対する無効審判にて特許維持審決（当社主張を支持）
平成28年5月26日	東京地方裁判所、第1事件判決（当社主張を支持）
平成28年7月27日	ヨコオ社、第1事件につき知的財産高等裁判所へ控訴
平成28年8月10日	ヨコオ社、第2特許に対し特許庁へ無効審判を請求
平成28年11月24日	東京地方裁判所、第2事件判決（当社主張を支持）
平成29年1月17日	和解成立

3. 和解の概要

- (1) ヨコオ社は、原則として第1特許及び第2特許を使用した製品の製造・販売等を実施できない。
- (2) ヨコオ社は、第1事件及び第2事件のそれぞれにおいて東京地方裁判所が示した一審判決に沿った解決金の支払い義務があることを認める。
- (3) 当社は訴訟対象製品等を含む一部の製品に限り、ヨコオ社へ第1特許及び第2特許を使用した製品の製造・販売等の実施を許諾する。
- (4) 当社及びヨコオ社は第1事件、第2事件及びこれらに関する無効審判事件等の取り下げに同意する。

4. 今後の見通し

今般裁判所から提示された和解案において、当社の考え方がほぼ認められ対象特許権が維持されることとなりました。

当社は、今回の事件の対象となった2件の特許権に限らず、LPA®関連技術について世界各国で知的財産権を保有しており、これらを重要な経営資産と考えております。従いまして、今後とも保有知的財産権につき世界各国で積極的に保護及び活用を進めていく所存です。

なお、本和解が当社の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上